ふるさと納税の対象団体の指定に係る関係条文（改正後の地方税法）

（寄附金税額控除）

第三十七条の二　略

２　前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、都道府県等による第一号**寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準**（都道府県等が返礼品等（**都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるもの**をいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準）**に適合する都道府県等として総務大臣が指定するもの**に対するものをいう。

一　都道府県等が個別の第一号**寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、**いずれも当該都道府県等が受領した当該第一号**寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること**。

二　都道府県等が提供する**返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること**。

３　前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、同項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。

全ての地方団体に対する基準

基準①　ふるさと納税の募集を適正に実施すること

返礼品の送付を行う地方団体に対する追加の基準

基準②　返礼品は返礼割合3割以下とすること

基準③　返礼品は地場産品とすること

基準①

募集の適正な実施に係る基準

※以下のいずれにも該当すること

① 制度趣旨に沿った募集の方法

一　地方団体による第一号寄附金[都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金]の募集として次に掲げる取組を行わないこと。

イ　特定の者に対して謝金その他の経済的利益の供与を行うことを約して、当該特定の者に寄附者を紹介させる方法その他の不当な方法による募集

ロ　返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告

ハ　寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供

ニ　当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供

② 経費総額5割以下

二　各年度において第一号寄附金の募集に要した費用の額の合計額が、当該各年度において受領した第一号寄附金の額の合計額の100分の50に相当する金額以下であること。ただし、各年度において受領した第一号寄附金の額の合計額が少ないことその他のやむを得ない事情があると総務大臣が認める場合は、この限りでない。

③他団体への多大な影響

三　平成30年11月1日から申出書を提出する日までの間に、ふるさと納税制度の趣旨に反する方法により他の地方団体に多大な影響を及ぼすような第一号寄附金の募集を行い、当該趣旨に沿った方法による第一号寄附金の募集を行う他の地方団体に比して著しく多額の第一号寄附金を受領した地方団体でないこと。

基準③

地場産品基準

※以下のいずれかに該当すること

一　当該地方団体の区域内において生産されたものであること。

二　当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

三　当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

四　返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

五　地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

六　前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。

七　当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

八　次のいずれかに該当する返礼品等であること。

イ　市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

ロ　都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ハ　都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

九　震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

基準③

近隣市町村や都道府県との連携による地域の特産品の取扱い

＜ 原 則 ＞

単一の市町村域

＜発展型①＞

［前ページ「八」の「イ」］

近隣の複数市町村が
共通の返礼品等を取扱い

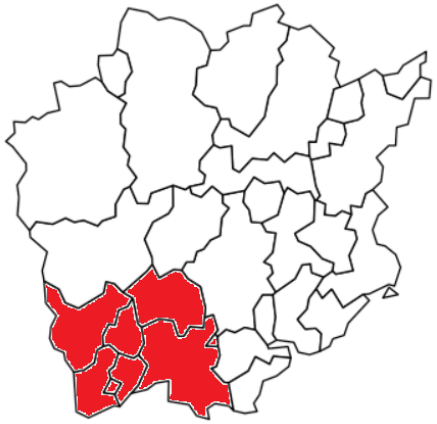

＜発展型②＞

［前ページ「八」の「ロ」］

県が音頭を取って県内市町村
と連携し、共通の返礼品等を取扱い

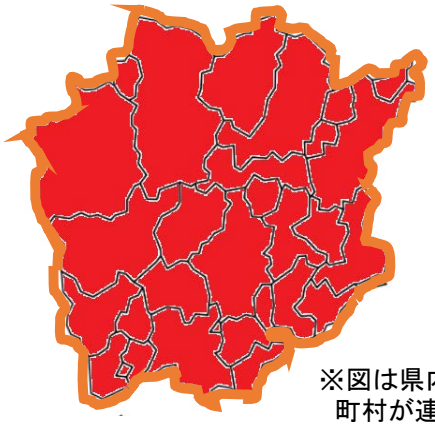

※図は県内の全ての市
町村が連携した場合

＜発展型③＞

［前ページ「八」の「ハ」］
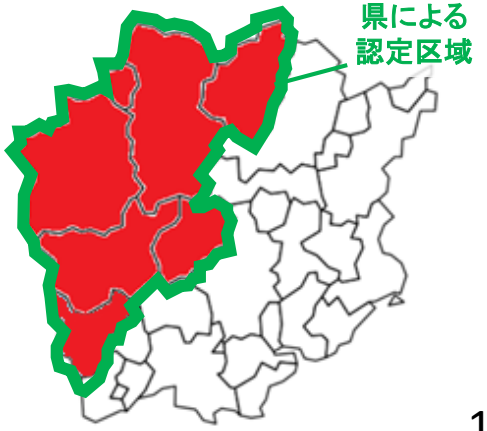
県が地域資源として相当程度認識
されていると認定したものを、
市町村がそれぞれ返礼品等として取り扱い